

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
9	R2. 8. 12	R2. 10. 9	<ul style="list-style-type: none"> 仮使用認定申請書（第一回）31都市建指建第1399号 仮使用認定申請書（第二回）31都市建指建第1856号 仮使用認定申請書（第三回）02都市建指建第0095号 仮使用認定申請書（第四回）02都市建指建第0275号 	※		1					1	1	1	1							<p>（7条1号）図面に関する情報（特記仕様書や凡列表等を含む。）は、著作権法に基づく、設計者独自のノウハウや工夫に基づく創作的表現による未公表の著作物に関する情報が記録されている部分があり、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため</p> <p>（7条2号）指定確認検査機関の従業員、テナント従業員及び施工会社職員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため</p> <p>（7条3号）電話番号は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人に競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、図面に関する情報（特記仕様書や凡列表等を含む。）は、設計会社等が長年の技術開発と自助努力によって得た様々な機材やその配置等の技術情報が記載され、当該情報が外部に流出した場合、同業他社に技術を盗用されることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。さらに、仮使用の予定範囲やスケジュールが記載された情報や各用途別床面積は、設計会社や施工会社等が長年の経験や自助努力によって積み上げられたノウハウに基づき記載された情報や設計されたものであり、当該情報が外部に流出した場合、同業他社がその手法を模倣することなどにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。次に、資金計画に関する情報は、現在活動している市街地再開発組合の財務に関する内部管理情報であり、公にすると当該法人の資産状況が明らかとなり、当該法人の自由な事業活動等が妨げられるため。次に、構造計算書等に関する情報は、設計者や設計会社等がその知識と技能を駆使し、建築物の機能性、経済性と地震等への耐久性能を満足させるよう、創意と工夫をこらして作成されたものであり、当該情報が外部に流出した場合、同業他社に技術を盗用されることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。また、図面に関する情報（特記仕様書や凡列表等を含む。）は、当該文書を公にすることで、建物内部の構造や用途、配置状況が把握され、建物への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、防犯上の支障をきたすため。さらに、仮使用の予定範囲やスケジュールが記載された情報は、当該文書を公にすることで、工事期間中の仮使用部分等が把握され、建物への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、防犯上の支障をきたすため。次に、資金計画に関する情報は、現在活動している市街地再開発組合の財務に関する内部管理情報であり、公にすると当該法人の資産状況が明らかとなり、当該法人の自由な事業活動等が妨げられるため</p>	都市整備局市街地建築部建築指導課	
10	R2. 9. 27	R2. 10. 9	建築計画概要書 <ul style="list-style-type: none"> 建築主 ○○株式会社 建築確認番号 平成27年8月27日第○○号 地名地番 中央区○○ 	13	1																都市整備局市街地建築部建築指導課		
11	R2. 9. 27	R2. 10. 9	建築計画概要書 <ul style="list-style-type: none"> 建築主 ○○組合 理事長 ○○ 建築確認番号 令和2年7月2日第○○号 地名地番 中央区○○ 	10	1																	都市整備局市街地建築部建築指導課	
12	R2. 10. 7	R2. 10. 13	東京都知事許可第○○号(有)○○ の以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月期の決算変更届出書一式 	16		1						1										（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
13	R2. 10. 7	R2. 10. 13	東京都知事許可第○○号株式会社○○の以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> 第29期決算変更届出書一式 	24		1						1										（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
24	R2. 10. 23	R2. 10. 27	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・第9・10・11・12・13期の決算変更届出書一式および平成29年5月2日受付の建設業許可申請書と変更届け出書一式 東京都知事許可第〇〇号有限会〇〇の以下の書類 ・第22期決算変更届一式	143	1															（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
25	R2. 10. 22	R2. 10. 28	東京都市計画河川神田川計画図 （住所：東京都新宿区高田馬場三丁目〇〇-〇〇付近）	1	1																都市整備局都市基盤部調整課
26	R2. 10. 15	R2. 10. 28	次に掲げる会議の会議資料等 (1)「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会（第20回）」 (2)「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会（第21回）」 (3)「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会（第22回）」 (4)「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会（第23回）」 (5)「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会（第24回）」 (6)「令和2年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会（第1回）」	※	1																都市基盤部交通企画課
27	R2. 10. 14	R2. 10. 28	銀座六丁目10地区市街地再開発組合、京橋二丁目西地区市街地再開発組合、糀谷駅前地区市街地再開発組合に係る「消費税仕入控除税額報告書」																	都市再開発法及びその関連法令においては、消費税及び地方消費税に関し、消費税仕入控除税額報告書及びそれに類する書類の提出を要する旨の規定はなく、実施機関においても提出を求めている。 また、実施機関において、開示請求書中に記載された市街地再開発組合から、当該報告書を收受したとの事実もない。 よって、開示請求に関する公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
28	R2. 10. 15	R2. 10. 28	(02-00039)【令和2年度泉岳寺駅地区建物2棟地上部解体工事】 上記工事における、共通費計算書	6	1																都市整備局第二市街地整備事務所工事課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
31	R2. 7. 7	R2. 10. 30	<p>○ 交付申請書</p> <p>(1)平成26年4月1日付26中都地第19号 平成26年度社会資本整備総合交付金交付申請書</p> <p>(2)平成26年4月1日付京二西再組H26-第6号 平成26年度住宅局所管 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付申請書の提出について（京橋二丁目西地区）</p> <p>(3)平成26年4月1日付銀六10再組発第H26-4-2号 平成26年度住宅局所管 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付申請について</p> <p>(4)平成27年2月18日付26中都地第400号 平成26年度社会資本整備総合交付金交付申請書(平成26年度補正予算関係)</p> <p>(5)平成27年3月3日付銀六10再組発第H27-3-3号 平成26年度防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付決定変更申請について</p> <p>(6)平成27年4月9日付27中都地第27号 平成27年度社会資本整備総合交付金交付申請書</p> <p>(7)平成27年4月9日付京二西再組H27-第1号 平成27年度住宅局所管 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付申請書の提出について（京橋二丁目西地区）</p> <p>(8)平成27年4月9日付銀六10再組発第H27-4-10号 平成27年度防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付申請について</p> <p>(9)平成27年12月7日付27中都地第385号 平成27年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請書</p> <p>(10)平成27年12月15日付銀六10再組発第H27-12-4号 平成27年度防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付決定変更申請について</p> <p>(11)平成28年1月14日付27中都地第431号 平成27年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請書</p> <p>(12)平成28年3月1日付27中都地第511号 平成27年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請書</p> <p>(13)平成28年4月1日付28中都地第27号 平成28年度社会資本整備総合交付金交付申請書の提出について</p> <p>(14)平成28年4月1日付京二西再組H28-第1号 平成28年度住宅局所管 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付申請書の提出について（京橋二丁目西地区）</p> <p>(15)平成28年4月1日付銀六10再組発第H28-4-1号 平成28年度住宅局所管 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付申請書</p> <p>(16)平成28年8月8日付28中都地第200号 平成28年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請書</p> <p>(17)平成28年10月14日付28中都地第299号 平成28年度社会資本整備総合交付金交付申請書(平成28年度補正予算関係)</p> <p>○ 支出決定決議書</p> <p>(1)平成27年3月20日付 26都市整民第666号 平成26年度住宅局所管市街地再開発事業国庫補助金の請求書の送付について【中央区：京橋二丁目西地区：住宅局所管】</p> <p>(2)26都市整民第667号 平成26年度社会資本総合整備事業・社会資本整備総合交付金の請求書の送付について【中央区：京橋二丁目西地区ほか6地区：住宅局所管】</p> <p>(3)26都市整民第668号 平成26年度社会資本総合整備事業・社会資本整備総合交付金の請求書の送付について(平成26年度補正予算関係)【中央区：京橋二丁目西地区：住宅局所管】</p> <p>(4)26都市整民第687号 平成26年度住宅局所管市街地再開発事業国庫補助金の請求書の送付について【中央区：銀座六丁目10地区：住宅局所管】</p> <p>(5)平成27年11月16日付 27都市整再第355号 平成27年度社会資本総合整備事業・社会資本整備総合交付金の請求書の送付について(平成26年度繰越分)</p> <p>(6)平成28年3月24日付 27都市整再第620号 平成27年度社会資本総合整備事業・社会資本整備総合交付金の請求書の送付について【中央区：京橋二丁目西地区ほか5地区】【住宅局所管】</p> <p>(7)平成28年3月22日付 27都市整再第624号 平成27年度住宅局所管市街地再開発事業国庫補助金の請求書の送付について【中央区：京橋二丁目西地区：住宅局所管】</p> <p>(8)平成28年3月22日付 27都市整再第625号 平成27年度住宅局所管市街地再開発事業国庫補助金の請求書の送付について【中央区：銀座六丁目10地区：住宅局所管】</p> <p>(9)平成29年3月17日付 28都市整再第838号 平成28年度住宅局所管市街地再開発事業国庫補助金の請求書の送付について【中央区：京橋二丁目西地区：住宅局所管】</p> <p>(10)平成29年3月17日付 28都市整再第840号 平成28年度住宅局所管市街地再開発事業国庫補助金の請求書の送付について【中央区：銀座六丁目10地区：住宅局所管】</p> <p>(11)平成29年3月23日付 28都市整再第869号 平成28年度社会資本総合整備事業の社会資本整備総合交付金の請求書の送付について【住宅局所管：中央区：京橋二丁目西地区ほか6地区】</p> <p>(12)平成29年3月23日付 28都市整再第870号 平成28年度社会資本総合整備事業の社会資本整備総合交付金の請求書の送付について(平成28年度補正予算)【住宅局所管：中央区：銀座六丁目10地区ほか4地区】</p>																<p>(7条2号・4号) 印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるとともに、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 事業費、建築費単価、建築費、最低見積額、基本工事費、設計料率、建物補償費相当額、物件補償費等の単価、評価額及び権利価額並びに共同施設整備内訳書の金額、建築工事費、控除額及び施行者負担、本工事費合計額及び金額、「その他」「合計」欄、全体設計表の「その他」欄、全体設計表の金額、設計内訳書の金額・率、全体設計表（変更）の金額、設計内訳書の金額、銀座六丁目10地区市街地再開発事業出来形グラフ、補助対象外内訳（積算対象による算出額）の金額、推定再建築費、現価率、建物価額及び対象建物価額、工事費等、評価額、計及び査定、金額、総合工程表、共同施設整備内訳書の金額、設計料率及び共同施設整備内訳書の金額、全体設計表の金額及び全体設計表（変更）の金額、補助対象外内訳（積算対象による算出額）の金額、全体計画（変更）表の事業量、設計料率及び建物補償費相当額、契約額及び基本工事費、並びに共同施設整備内訳書の金額は、市街地再開発組合に関わる法人の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、同業者等が、当該法人が独自に構築した資金計画等に関するノウハウを知ることが可能になるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 図面の一部は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条4号) 金融機関名等・預金種別・口座番号は、公にすることにより、不正に利用されるおそれがあるなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	市街地整備部再開発課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
32	R2. 8. 31	R2. 10. 30	<p>○ 京橋二丁目西地区 (1)平成23年6月28日付23都市整民第134号 京橋二丁目西地区市街地再開発組合の設立認可について (2)平成24年7月31日付24都市整民第211号京橋二丁目西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (3)平成24年11月14日付24都市整民第423号京橋二丁目西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (4)平成25年10月9日付25都市整民第430号 京橋二丁目西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (5)平成28年7月28日付28都市整再第282号 京橋二丁目西地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について</p> <p>○ 銀座六丁目10地区 (1)平成24年11月30日付24都市整民第441号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の設立認可について (2)平成25年3月26日付24都市整民第665号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (3)平成26年4月22日付26都市整民第93号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (4)平成27年3月3日付27都市整再第538号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (5)平成28年9月23日付28都市整再第382号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (6)平成28年12月14日付28都市整再第555号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について (7)平成30年2月9日付29都市整再第503号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について（縦覧手続を要しない軽微な変更） (8)平成30年7月19日付30都市整再第234号 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について</p> <p>○ 糞谷駅前地区 (1)平成24年6月26日付24都市整民第139号 市街地再開発組合の設立認可について (2)平成25年7月12日付25都市整民第266号 糞谷駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について (3)平成28年12月2日付28都市整再第524号 糞谷駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（大田区）</p>															<p>(7条2号) 認可申請者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条3号) 支出金明細の事業年度別計画、総額の一部、資金調達計画の事業年度別計画及び支出金明細における変更点についての金額の一部は、市街地再開発組合に関わる法人の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、同業者等が当該法人が独自に構築した資金計画等に関するノウハウを知ることが可能になるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p>	市街地整備部再開発課
33	R2. 10. 19	R2. 10. 30	<p>・平成31年度特別区建築審査会委員等連絡協議会総会及び懇親会の出席者に関する文書・資料（練馬区委員、事務局分） ・同上についての会費に関する資料 ※2019年5月28日開催分</p>															当該公文書に関する事務は、都の事務ではないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局市街地建築部調整課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。